

令和 2 年 7 月 22 日
掛川市訓令乙第 6 号

掛川市公文例式規程の一部を改正する訓令乙

掛川市公文例式規程（平成17年掛川市訓令乙第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「日本工業規格 A 4 縦型」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

第 9 条第 2 項第 1 号中「ジャストシステム社の一太郎」を「マイクロソフト社のワード」に改める。

附 則

この訓令乙は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。